



7 月 号	
発 行 人	
桑名労働基準協会	
桑名市中央町 3-23	
第 112 号	
令和 8 (2026) 年 7 月 1 日発行	
編集委員	西 祐一 (桑名精工 (株))
	西山 武志 (株 ADEKA)
	白塚山泰人 (四日市監督署)
	渡邊 文孝 (協会事務局)



ご 挨拶

桑名労働基準協会
会長 山本 重雄

会員の皆様方におかれましては、日頃から当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県内の経済情勢は、原材料の高騰や世界情勢の不透明感による影響を受けつつも、全体としては「持ち直しの動きがみられる」状況で、主要産業の生産回復や観光需要の堅調さが景気を支えているものの、物価高や人手不足が企業の重荷となっています。

特に、中東情勢緊迫化の影響で、ナフサなど「原材料・エネルギー価格の高騰」や納期遅延が生じており、製造業・建設業の仕入れ価格を押し上げています。

また、有効求人倍率や常用雇用指数は底堅いものの、多くの企業が労働力不足に直面し、深刻な人手不足・人材確保のための「人件費上昇」が中小企業の経営課題となっています。

職場の労働災害防止の観点に目を転じますと、三重労働局・四日市労働基準監督署管内においては労働災害が増加傾向にある状況です。特に、転倒や腰痛といった行動災害や、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ等の機械災害が依然として後を絶たない状況にあり、加えて、高齢労働者の労働災害も増加してきているなど、労働者を取り巻く環境はきびしさを増しております。

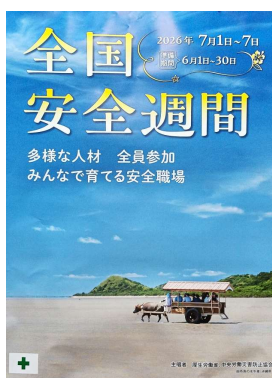
このような状況の中、本年度が最終年度である「三重労働局 第 14 次労働災害防止計画」に基づく「令和 8 年 死亡災害ゼロ・アンダー 2,000 みえ推進運動」や、四日市労働基準監督署が主導する「令和 8 年 死亡災害撲滅・アンダー 777 ほくせい」の重点対策を強力に推し進めることが極めて重要です。

本年も「労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着」を目的として、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

をスローガンとする『第 99 回 全国安全週間』が 7 月 1 日より 7 日までの間、実施されます。

会員の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、安全衛生管理体制の確立、安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承、効果的な安全衛生教育の実施等につ



いて今一度見直しを行い、事業場における安全衛生活動をより一層推進させ、さらなる労使の安全意識の向上や安全対策の充実を図り、従前以上の労働災害防止対策に努めていただきたいと存じます。

当協会では、本年度も引き続き、会員皆様の“より一層の安全で安心な職場づくり”に努め、三重労働局・四日市労働基準監督署が行う行政施策の円滑な運用のお手伝いができますよう努力をしてまいりたいと考えております。

今後も、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
労使みんなでゼロ災職場を築いていきましょう！



全国安全週間を迎えて

四日市労働基準監督署

署 長 久保田 洋一

桑名労働基準協会会員の皆様方には、日頃より労働基準行政の運営に格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国安全週間が、今年も 7 月 1 日から 7 月 7 日までを期間として実施されます。全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動の一層の向上に取り組む週間で、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とし、昭和 3 年に実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、一度も中断することなく続けられ、今年で第 99 回目を迎えます。この間、事業場の労使の皆様や各労働災害防止関係団体などの御努力と取組により労働災害は長期的には減少しているものの近年は増加傾向となっております。

当署におきましては、死亡災害ゼロ、年間の死傷災害件数 777 人未満を目指し、「**死亡災害撲滅・アンダー 7 7 7 ほくせい**」^{スリーセブン}を展開し、労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止に取り組んでいるところですが、令和 7 年の災害発生件数は、その目標の達成に至っていない状況となっています。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年度からスタートした三重労働局第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 4 年目となる令和 8 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められます。

安全対策に取り組むことは、人材確保の観点からもプラスになり、主体的かつ自発的な安全活動を推進・定着させ、誰もが安全で安心して働くことができる職場を実現させなければなりません。

今年度の全国安全週間のスローガンは、

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

です。

この全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性を深く認識し、安全活動、職場の環境改善にお取り組みいただくようお願い申し上げます。

あせるな

いそぐな

おこたるな

死亡災害ゼロ・アンダー 2,000 みえ推進運動

労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう

労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要です。

1 日ごとに、一定時間に満たない労働時間を一律に切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となります。

このような取り扱いは、労働基準法違反です！

● 勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている

1 日の時間外労働時間のうち 15 分を満たさない時間を一律に切り捨てる（丸め処理）よう設定し、その分の残業代を支払っていない。

● 一定時間以上でしか残業申請を認めない

残業申請を 30 分単位で行うよう指示し、30 分を満たさない時間外労働時間は、残業として申請することを認めず、切り捨てた分の残業代を支払っていない。

● 始業前の作業を労働時間と認めていない

毎朝、タイムカード打刻前に作業（制服への着替え、清掃、朝礼など）を義務付けているが、当該作業を労働時間として取り扱っていない（始業前の労働時間の切り捨て）。

<ワンポイントアドバイス>

- 労働時間における端数処理の例外として、1 か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合に、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げることは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものとして認められます。
- また、1 日の労働時間について、一定時間に満たない時間を切り上げた上で、その分の賃金を支払うことは、問題ありません。

労働時間とは

労働時間とは、**使用者の指揮命令下に置かれている時間**のことをいいます。使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。

- ①使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- ②使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
- ③参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

労働時間の考え方
「研修・教育訓練」等の
取扱いはこちら→



労働時間の適正な把握

労働基準法は、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、**使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。**使用者は、労働時間の適正な把握のために、以下の措置を講じてください。

<労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置>

● 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、**労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録**すること。

1. 原則的な方法（(ア) (イ) のいずれか）

(ア) 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

(イ) タイムカード、IC カード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

2. やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

上記 1 の方法によることなく、自己申告制により行わざるを得ない場合は、一定の措置を講ずる必要があること。

● 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

労働時間の適正な把握
のために使用者が講ず
べき措置に関するガイ
ドラインはこちら→



労働安全衛生法等が一部改正されます。

I 個人事業者等の安全衛生対策の推進

建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同法及び同法に基づく安全衛生規則等の改正が段階的に施行されています。

1 個人事業者等の業務上災害報告制度が令和9年1月1日より施行

労働安全衛生規則第98条の2～第98条の6に新設。

個人事業者（一人親方）又は事業者（代表者・役員等）が労働者と同一の場所において作業に従事する場合において、被災（死亡または休業4日以上に限る）した場合には、特定注文者（重層請負の場合における直近上位の請負者）又は事業者が、電子情報処理組織（原則・電子申請）を使用し、所轄労働基準監督署長への報告（書式は今後）が必要になる。

※ 労働安全衛生法上の「個人事業者」とは一人親方など労働者を雇用していない者、「事業者」とは労働者を雇用している者（「個人・法人」の経営形態は問わない）

災害報告制度のイメージ		
	報告事業場	
	特定注文者	災害発生場所事業者 （現場を管理する事業者）
個人事業者が被災した場合	報告義務有り	×
	特定注文者が存在しない	報告義務有り
事業者（代表者・役員等）被災した場合は、所属事業場が報告の義務有り		
個人事業者が被災した場合、特定注文者又は災害発生場所事業者に災害事実の報告をすること。		

2 個人事業者等自身への義務付け 令和9年4月1日施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

II 高年齢労働者の労働災害防止の促進 令和8年4月1日施行

高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため「高年齢者の労働災害防止のための指針」公表（令和8年2月）

こちらから確認 ①指針 ②労働安全衛生
総合研究所「全身持久力の評価方法」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001654284.pdf>

①



②



III 職場のメンタルヘルス対策推進（令和10年5月までに施行）

ストレスチェックについて、常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

職場における熱中症対策の強化 熱中症重篤者を「ゼロ」に!!

真夏（猛暑日・酷暑日）の季節が到来です。

熱中症による重篤者を発生させないため、令和7年6月に労働安全衛生規則により「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務付けられました。

措置に係る基本的な考え方

見つける

作業員の様子がおかしい

他覚症状：ふらつき、
失神、痙攣等

作業員からの不調の訴え
自覚症状：めまい、吐気、
筋肉硬直等



判断する

消防機関、医療機関への
連絡など



対処する

作業離脱、身体冷却、
水分（塩分）摂取



体調不調者を一人
にしない

熱中症防止対策について、

①STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
（職場における熱中症予防対策）



②働く人の今すぐ使える熱中症ガイド
を参照してください。



措置の対象となるのは、

「**WBGT値28度以上又は気温31度以上**の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」
が見込まれる作業

安心して働きたい！

令和
8年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

（労災保険・雇用保険）

6.1月～7.10金

*年度更新の申告書は三重労働局または四日市労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、窓口に出向くことなく申告できます。

e-Gov電子申請システムの画面操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」（電話番号050-3786-2225（050ビジネスダイヤル））へお問い合わせください。

令和8年 労働災害発生状況（死亡者数及び休業4日以上之死傷者数）

四日市労働基準監督署
令和8年5月末現在

業 種		年 別		令和7年		令和8年		対前年比					
				死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡		死傷			
								人数	%	人数	%		
合 計					283	1	253	+1人		-30人	-10.6%		
製 造 業	食 料 品				16		13			-3人	-18.8%		
	織 維 工 業				2					-2人	-100.0%		
	衣 服 そ の 他 の 織 維												
	木 材 ・ 木 製 品												
	家 具 ・ 装 備 品												
	パ ル プ ・ 紙 加 工 品				1					-1人	-100.0%		
	印 刷 ・ 製 本												
	化 学 工 業				11		6			-5人	-45.5%		
	窯 業 土 石 製 品				7					-7人	-100.0%		
	鉄 鋼 業				3	1	4	+1人		+1人	+33.3%		
	非 鉄 金 属				1		3			+2人	+200.0%		
	金 属 製 品				5		7			+2人	+40.0%		
	一 般 機 械 器 具				10		8			-2人	-20.0%		
	電 気 機 械 器 具				3					-3人	-100.0%		
	造 船 業												
	造 船 業 以 外 の 輸 送 用 機 械				9		8			-1人	-11.1%		
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業												
	自 動 車 整 備 業 ・ 機 械 修 理 業						2			+2人			
	上 記 以 外 の 製 造 業				3					-3人	-100.0%		
小 計					71	1	51	+1人		-20人	-28.2%		
鉱 業	採 石 業												
	上 記 以 外 の 鉱 業												
	小 計												
建 設 業	土 木 工 事				11		8			-3人	-27.3%		
	木 造 家 屋 等 建 築 工 事				2					-2人	-100.0%		
	木 造 家 屋 以 外 の 建 築 工 事				5		7			+2人	+40.0%		
	そ の 他 の 建 設 業				5		11			+6人	+120.0%		
	小 計			23		26			+3人	+13.0%			
運 輸 業	旅 客 運 送 業				3					-3人	-100.0%		
	道 路 貨 物 運 送 業				41		31			-10人	-24.4%		
	港 湾 運 送 業				1					-1人	-100.0%		
	上 記 以 外 の 運 輸 業				8		1			-7人	-87.5%		
	小 計			53		32			-21人	-39.6%			
第 一 次 産 業	林 業												
	農 業 ・ 畜 産 業				2		2			±0人	±0.0%		
	水 産 業												
小 計					2		3			+1人	+50.0%		
第 三 次 産 業 等	商 業	小 売 業				40		34			-6人	-15.0%	
		う ち 新 聞 販 売 業				4		5			+1人	+25.0%	
		上 記 以 外 の 商 業				5		9			+4人	+80.0%	
	通 信 業				5					-5人	-100.0%		
		衛 生 保 健 業	社 会 福 祉 施 設				21		22			+1人	+4.8%
			医 療 保 健 業 ・ そ の 他				11		9			-2人	-18.2%
	接 客 娯 楽 業	旅 館 業				1		2			+1人	+100.0%	
		飲 食 店				14					-14人	-100.0%	
		ゴ ル フ 業				8		5			-3人	-37.5%	
		上 記 以 外 の 接 客 娯 楽 業				6					-6人	-100.0%	
		清 掃 業	ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業				2		4			+2人	+100.0%
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	産 業 廃 棄 物 処 理 業				10		3			-7人	-70.0%	
		上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業				3					-3人	-100.0%	
		警 備 業				2					-2人	-100.0%	
	上 記 以 外				6		13			+7人	+116.7%		
小 計					134		101			-33人	-24.6%		

資料出所 四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」
注：死亡者数は内数であらわしたもの。
新型コロナウイルス感染症のり患者数（令和7年：6人、令和8年：0人）を除く。

スリーセブン

令和8年 死亡災害撲滅・アンダー777ほくせい

四日市労働基準監督署

【重点対策】

Plan

Do

Check

Act

● 墜落・転落災害防止

- 足場・作業床・開口部・階段等への手すり等の設置
- 墜落制止用器具の着用・使用
- 脚立・はしごの確実設置・安全使用
- トラック荷台上での作業スペースの確保・墜落防止措置



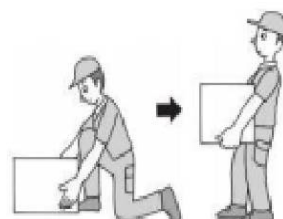
● 機械災害防止

- 機械設備の本質安全化
- 安全カバーの設置・安全装置の有効化
- 作業手順の作成・改善・励行
- リスクアセスメント実施とリスク低減措置
- そうじ・点検・調整時等における機械の運転停止



● 転倒・腰痛などの行動災害防止

- 作業床及び作業通路における凸凹等の解消
- 3S(整理・整頓・清掃)の励行
- 滑りにくい靴を選択・危険個所には「見える化」で注意喚起 **【あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて】**
- 前屈・捻り姿勢で荷を持たない、不自然な姿勢を取らない
- ストレッチ・適度な運動等の取り組み、重量物は台車などを利用



☞ 社内で実施可能な行動 災害防止に向けた取り組み

● 高齢労働者の労働災害防止

- 照度の確保・段差の解消
- 身体機能を補う設備・装置の導入
- 高齢労働者の特性を考慮をした作業管理
- 高齢者の労働災害防止のための指針の取り組み

☞ 高齢者の労働災害防止のための指針

☞ 全身持久力の評価方法

● 交通事故を含む車両系災害防止

- 交通ルールへの遵守
- 作業計画の作成と関係労働者への周知
- 接触防止措置の徹底
- 用途外使用の禁止



推進運動標語

あせるな

いそぐな

おこたるな

会 員 事 業 場 の 紹 介

株式会社 三和化学研究所 三重研究パーク

令和 7 年度 三重労働基準協会連合会長表彰 優良事業場賞 受賞

事業場の紹介

三和化学研究所は、「健康創造」を事業領域と定めるスズケングループのヘルスケア製品開発事業を担っており、「人にやさしい“くすり”を世界の人びとに」という企業理念のもと、健康を願う皆様から寄せられる信頼と期待に応えるべく、見過ごされた医療ニーズを満たす革新的な治療薬の創出に日夜挑戦し続けています。

三重研究パークは、1985 年 4 月、三重県いなべ市に当社の研究開発拠点として開設され、多様な専門知識や技術をもった研究スタッフが集結、連携し、新薬の創製から製品化までを一貫して担う研究開発体制が整っています。また、当事業所では、多種多様な化学物質を取り扱うことから、関係法規制への対応、健康被害の防止等の安全衛生活動に日頃から取り組み、2025 年 10 月には「令和 7 年度三重労働基準協会連合会長表彰安全衛生優良事業場賞」をいただくと共に、今年 3 月には経済産業省より「健康経営優良法人 2026」の認定を受け、3 年連続となりました。

今後も、三重研究パークをはじめ、当社における安全衛生管理を継続的に強化し、教育や啓発、リスクアセスメントの徹底を通じて、安全意識向上と健全な職場環境の維持・向上に努めてまいります。

所在地

〒511-0406

いなべ市北勢町塩崎
363 番地

株式会社メタルクリエイト

令和 7 (2025) 年度 桑名労働基準協会会長表彰 安全衛生優良事業場賞

事業場の紹介

株式会社メタルクリエイトは、2007 年に名古屋市港区の切削加工会社をリニューアル・創業して以来、多度の工業団地を拠点に、技術の高度化を進めながら難切削材にも対応できる加工体制を築いてまいりました。自動車産業が EV 化の大きな転換期を迎えている中、当社はその変化を見据え、材料調達から加工・サブアッシーまでを視野に入れ、お客様のご要望に応えるべく一貫した生産体制の構築を進めています。

私たちは現場で培ってきた技術力を基盤に、安定した品質と精緻な加工を追求しながら、お客様の期待に応え続けることを大切にしています。

また、アソシエイト（従業員）が安心して生き生きと働ける環境づくりにも力を入れており、健康経営優良法人の認定を 3 年連続で取得しています。職場災害の撲滅に向けた安全衛生の推進や職場環境の整備、健康増進の支援に加え、コミュニケーションの活性化や働き方の見直しなど、人を中心に据えた組織づくりは、エンゲージメントの向上・持続的な成長、ひいては品質向上にもつながる重要な取り組みであると考えています。

今後も「部品加工を通じ、社会の発展に貢献し、全ての人の幸せを実現する」という理念のもと、誠実な姿勢でモノづくりに向き合い、地域産業の発展とお客様の信頼に応えられる企業を目指してまいります。

所在地

〒511-0118

桑名市多度町御衣野字
金ヶ谷 3639-15

株式会社 三恵

令和 7 (2025) 年度 桑名労働基準協会会長表彰 安全衛生優良事業場賞

事業場の紹介

株式会社三恵は、1970 年に名古屋市中川区で創業し、その後、愛知県飛島村への移転を経て、現在の三重県桑名郡木曽岬町にて操業しております。また、顧客の要請に応じ、アメリカおよびインドネシアにも生産拠点を設立し、グローバルな供給体制を整えてまいりました。

当社は、ボルト・ナットの製造に用いられる「冷間圧造」技術を主軸とした金属部品メーカーです。自動車産業の発展とともに事業を拡大し、ディーゼルエンジンの排気ガスに含まれる NOx を検知するセンサー部品や、自動車用ワイパーの構成部品など、重要保安部品の製造を担っております。

2016 年には、経済産業省中小企業庁より「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」に選定されました。

また、ISO9001 および IATF16949 を取得し、高品質の維持と継続的改善に取り組んでおります。

さらに、昨年 11 月には桑名地区産業衛生大会で「安全衛生優良事業場」を受賞いたしました。

これを契機に、安全衛生面での取り組みを一層強化し、安心して働ける職場づくりを推進しております。

社名「三恵」には、「顧客・従業員・協力会社」という三つの「恵み」への感謝が込められています。

これからも社会に必要とされる企業であり続けるため、全社一丸となって努力と研鑽を重ねてまいります。

所在地

〒498-0814

桑名郡木曽岬町三崎 550



令和 8 (2026) 年度 7 月～2 月 特別教育等講習実施計画 (日付順)

講習	令和 8 (2026) 年度 開催予定
アーク溶接 特別教育①	7/3(金) ～ 7/5(日)
自由研削といし 特別教育①	7/11(土)
KYT実践研修	7/17(金)
クレーン運転業務 特別教育②	7/24(金) ・ 7/26(日)
玉掛 技能講習②	7/27(月) ・ 7/29(水) & 実技 1 日
特定粉じん作業従事者特別教育	8/21(金)
職長等教育③	8/24(月) ・ 8/25(火)
自由研削といし 特別教育②	9/5(土)
フォークリフト運転技能講習②	9/15(火) & 実技 3 日間
低圧電気 特別教育②	9/18(金)
アーク溶接 特別教育②	10/16(金) ～ 10/18(日)
産業用ロボット特別教育	10/30(金) ・ 10/31(土)
クレーン運転業務 特別教育③	11/6(金) ・ 11/8(日)
フルハーネス 特別教育②	12/4(金)
労務管理講習会	2/15(月)

令和 8 (2026) 年度 7 月～2 月 特別教育等講習実施計画 (講習別)

講習	令和 8 (2026) 年度 開催予定
職長等教育③	8/24(月) ・ 8/25(火)
クレーン運転業務 特別教育②	7/24(金) ・ 7/26(日)
クレーン運転業務 特別教育③	11/6(金) ・ 11/8(日)
自由研削といし 特別教育①	7/11(土)
自由研削といし 特別教育②	9/5(土)
アーク溶接 特別教育①	7/3(金) ～ 7/5(日)
アーク溶接 特別教育②	10/16(金) ～ 10/18(日)
フルハーネス 特別教育②	12/4(金)
低圧電気 特別教育②	9/18(金)
産業用ロボット特別教育	10/30(金) ・ 10/31(土)
特定粉じん作業従事者特別教育	8/21(金)
KYT実践研修	7/17(金)
玉掛 技能講習②	7/27(月) ・ 7/29(水) & 実技 1 日
フォークリフト運転技能講習②	9/15(火) & 実技 3 日間
労務管理講習会	2/15(月)



働く皆様に将来の安心を。

中退共 で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページ
をご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

桑名労働基準協会 令和 8 (2026) 年度 定時総会の開催

令和 7 (2025) 年度実施事業・収支決算、会費改正、令和 8 (2026) 年度事業計画・予算 が承認されました

桑名労働基準協会 定時総会



令和 8 (2026) 年 5 月 15 日 (金)、桑名市内「桑名シティホテル 4 階 ホール『KUWANA』」において、
三重労働局 労働基準部長 津田 恵史 様
四日市労働基準監督署 署長 久保田 洋一 様
桑名商工会議所 専務理事 久保 康司 様
(一社)三重労働基準協会連合会 事務局長 小野 紀孝 様
のご臨席の下、令和 8 (2026) 年度の定時総会が開催され、委任状を含め 269 名の方にご参加いただきました。
議題として、令和 7 (2025) 年度の実施事業及び収支決算、令和 8 (2026) 年度の実業計画案及び収支予算案等、理事の選出に加え、逼迫する協会財政の健全化を図るため、「会費の改正」につきましても審議をいただき「やむを得ない」として、全てご承認いただきました。
また、定時総会に引き続き第 2 回理事会を開催し、異動のあった役員 (副会長) の新任および継続してご就任いただいている役員の皆様の再任についてご決議を頂きました。

なお、令和 7 (2025) 年度収支決算及び令和 8 (2026) 年度収支予算は右の表のとおりです。

令和 7 (2025) 年度 収入支出決算／令和 8 (2026) 年度 収入支出予算
決算 自 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 至 令和 8 (2026) 年 3 月 31 日
予算 自 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日 至 令和 9 (2027) 年 3 月 31 日

収入の部

科 目	項 目	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	差引増減
		決算額	予算額	
1	会 費	7,508,500	8,500,000	991,500
2	事業収入	7,086,600	6,740,000	△ 346,600
	講習会収入	6,404,659	5,900,000	△ 504,659
	取次手数料	161,465	160,000	△ 1,465
	事務取扱費	163,457	280,000	116,543
	その他	357,019	400,000	42,981
3	繰越金	889,704	1,272,382	382,678
4	雑収入	104,318	87,618	△ 16,700
5	繰入金 (定期解約)	2,623,043		△ 2,623,043
	合 計	18,212,165	16,600,000	△ 1,612,165

支出の部

科 目	項 目	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	差引増減
		決算額	予算額	
1	事務費	11,333,247	11,044,000	△ 289,247
	俸 給	4,491,600	4,500,000	8,400
	諸 給	4,643,719	4,470,000	△ 173,719
	旅 費	229,252	240,000	10,748
	退職掛金	384,000	384,000	0
	管 理 費	767,604	770,000	2,396
	備品消耗品費	479,641	250,000	△ 229,641
	通 信 費	307,103	400,000	92,897
	渉 外 費	30,328	30,000	△ 328
2	会議費	481,128	400,000	△ 81,128
3	一般事業費	1,611,283	981,000	△ 630,283
	表彰安全衛生大会	904,141	580,000	△ 324,141
	研 修 費	123,041	0	△ 123,041
	広 報 費	61,415	70,000	8,585
	安全衛生諸費	187,376	200,000	12,624
	用紙配布費	335,310	0	△ 335,310
	公 租 公 課	0	131,000	131,000
4	講習教育事業費／講習会支出	3,386,878	2,650,000	△ 736,878
5	連合会会費	127,247	120,000	△ 7,247
6	予備費	0	25,000	25,000
	合 計	16,939,783	15,220,000	△ 1,719,783

部会委員に感謝状を贈呈

令和 8 (2026) 年度定時総会において、当協会の部会委員として協会活動に永年ご協力いただいた 6 名の方々に、山本会長から感謝状が贈呈されました。

- 在任 20 年 サンジルス醸造 株式会社 岡 文明 様
- 在任 20 年 株式会社 水谷精機工作所 水谷 知朗 様
- 在任 10 年 日本ホーク 株式会社 井伊 素久 様
- 在任 5 年 株式会社 M I E テクノ 荒木 理孝 様
- 在任 5 年 桑名金属工業 株式会社 打田 一正 様
- 在任 5 年 株式会社 中部コーポレーション 田巻 隆行 様

令和 8 (2026) 年度 協会会費納入のお願い

令和 8 (2026) 年 5 月 15 日 (金) に開催された定時総会においてご承認をいただきました、令和 8 (2026) 年度事業計画に基づき、会員の皆様の立場に立った適正かつ効果的な事業活動の推進に努めて参ります。
なお、本年度から、逼迫する協会財政の健全化を図るため、会費を改訂させていただきました。
会員の皆様には多大なご負担をお掛けすることとなりますが、可能な限り支出削減に努め、経費を縮小して参りますので、ご理解をいただき、別途ご通知させていただきますとおり、令和 8 (2026) 年度協会会費の速やかなご納入を宜しくお願い申し上げます。



(事務局)